

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No.13

【共通】問1 危険物等の規制に関する次の文章を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 指定数量未満の危険物及び指定可燃物などの貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、市町村条例で定められている。
- (2) 指定可燃物とは、わら製品、木毛その他の物品で火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、かつ消火の活動が著しく困難となるものとして危政令で定めるものをいう。
- (3) 製造所、貯蔵所又は取扱所の設置・変更許可を受けた者は、当該許可に係る工事で危政令で定めるものについて、市町村長等が行う完成検査を受ける前に、完成検査前検査を受けなければならない。
- (4) 製造所、貯蔵所又は取扱所の設置・変更許可を受けた者は、市町村長等が行う完成検査を受けるとき、完成検査前検査において所定の技術基準に適合していると認められた特定事項については、完成検査を受けることを要しない。

【消防用設備等】問1 避難上又は消火活動上有効な開口部等に関する次の文を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 防火対象物の3階に飲食店の用途に供される部分が存し、当該階から避難階又は地上に直通する階段が1の屋内避難階段しかない場合であっても、当該避難階段が消防庁長官が定める部分を有するものであれば自動火災報知設備の設置は要しない。ただし、当該防火対象物は、用途、規模等の要件では自動火災報知設備の設置を要さず、3階は避難階以外の階であるものとする。
- (2) 直径50cm以上の円が内接することができる開口部の面積の合計が当該階の床面積の30分の1を超える階を普通階という。
- (3) 10階以下の階であって、直径1m以上の円が内接することができる開口部を2以上有する普通階は、無窓階に該当しない。
- (4) 10階以下の階の無窓階判定に当たって、隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の2以上の建築物（延べ面積の合計が500㎡以内の建築物は、1の建築物とみなす。）相互の外壁間の中心線から、1階にあつては3m以下、2階以上にあつては5m以下の距離にある防火対象物の部分に設けられた開口部は、避難上又は消火活動上有効な開口部として取り扱うことができない。

【消防用設備等】問2 連結散水設備に関する次の文を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 延べ面積700㎡の地下街には、連結散水設備を設置する必要がある。ただし、当該地下街には令第28条の2第3項又は同条第4項の規定により連結散水設備の設置を要しないとされるスプリンクラー設備、連結送水管等は設置されていないものとする。
- (2) 連結散水設備の設置義務がある主要構造部を耐火構造とした地階の床面積が800㎡平方メートルの事務用途の防火対象物であっても、床面積が50㎡以下となるように耐火構造の壁若しくは床又は自動閉鎖の防火戸により区画された部分には連結散水設備の散水ヘッドの設置を要しない。
- (3) 連結散水設備の設置義務がある防火対象物であっても、当該部分に連結送水管技術上の基準に従って設置した場合は、連結散水設備を設置しないことができる。

答
解説

- (1) 消防法第9条の4第1項。
- (2) 消防法第9条の4第1項、指定可燃物とは、火災発生時の拡大が速やかであること、又は消火活動が著しく困難であることのいずれかの要件を満たすものとして危政令で定めるものである。
- (3) 消防法第11条の2第1項。
- (4) 消防法第11条の2第3項。

答
解説

- (1) 消防法施行令第4条の2の2第2号、同施行令第21条第1項第7号、同施行規則第4条の2の3。
- (2) 消防法施行規則第5条の2第1項。
- (3) 消防法施行令第10条第1項第5号、同施行規則第5条の2第1項。
- (4) 消防法施行規則第5条の2第2項第2号、建築基準法第2条第6号、道又は道に通ずる幅員1m以上の通路その他の空地に面した開口部は避難上又は消火活動上有効な開口部として評価することができる。

答
解説

- (1) 消防法施行令第28条の2第1項、第3項及び第4項。
- (2) 消防法施行令第28条の2第2項第1号、同施行規則第30条の2第1号。
- (3) 消防法施行令第28条の2第4項、同施行規則第30条の2の2、連結散水設備の設置免除条件は、連結送水管の設置に加え、排煙設備を設置すること（排煙設備の設置を要しない

- (4) 1の送水区域に接続する連結散水設備の散水ヘッドは、開放型散水ヘッド、閉鎖型散水ヘッド又は閉鎖型スプリンクラーヘッドのいずれか1の種類のものとしなければならない。

【防火査察】問1 消防法の一部を改正する法律（平成19年法律第93号。以下「改正法」という。）の施行期日が平成21年6月1日と定められた。改正法第36条で義務付けられた防災管理点検報告が必要な防火対象物に関する記述のうち誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 消防法第8条第1項に該当する同施行令別表第一(7)項の防火対象物で、階数5階で延面積が1万5,000㎡であるもの
- (2) 消防法第8条第1項に該当する同施行令別表第一(12)項の防火対象物で、階数2階で延面積が3万5,000㎡であるもの
- (3) 消防法第8条第1項に該当する同施行令別表第一(5)項イの防火対象物で、階数15階で延面積が2万㎡であるもの
- (4) 消防法第8条第1項に該当する同施行令別表第一（16の2）の防火対象物で、延面積が2,000㎡であるもの

【防火査察】問2 消防法の一部を改正する法律（平成19年法律第93号。以下「改正法」という。）の施行期日が平成21年6月1日と定められた。改正法第36条第1項において読み替えて準用する改正法第8条の2の2第1項に規定する防災管理点検資格者は、一定の要件を有する者が、登録講習機関の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する防災管理対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類の交付を受けているものである。

一定の要件に関する記述のうち誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 市町村の消防職員で、防災管理に関する業務について1年以上の実務経験を有する者
- (2) 市町村の消防団員で、8年以上その実務の経験を有する者
- (3) 防災管理者で、3年以上の実務の経験を有する者
- (4) 消防設備点検資格者で、消防設備の点検について2年以上の実務の経験を有する者

【危険物】問1 危険物取扱者に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 危険物保安監督者は、甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者で、6月以上危険物取扱いの実務経験を有するものうちから定めなければならない。
- (2) 地下埋設配管の漏れの点検は、危険物取扱者の立会を受けた場合は、一定の知識、技能を有する危険物取扱者以外の者が行うことができる。
- (3) 危険物の運搬は、当該危険物を取り扱うことができる危険物取扱者を乗車させてしなければならない。
- (4) 丙種危険物取扱者は、第四石油類に該当するすべての危険物を取り扱うことができる。
- (5) 危険物取扱者が危険物取扱作業の立会をする場合、貯蔵又は取扱の技術上の基準を遵守するように監督しなければならない。

部分を除く）が必要である。

- (4) 消防法施行規則第30条の3第1号ホ。

答
解説

- (1) 消防法施行令第46条による。
- (2) (12)項に該当する防火対象物で階数が2階の場合は、延面積が5万㎡以上の場合には防災点検報告が必要である。
- (3) 消防法施行令第46条による。
- (4) 消防法施行令第46条による。

答
解説

- (1) 消防法施行規則第51条の12第3項による。
- (2) 消防法施行規則第51条の12第3項による。
- (3) 消防法施行規則第51条の12第3項による。
- (4) 消防法施行規則第31条の6第6項に規定する消防設備点検資格者は要件に該当しない。（消防法施行規則第51条の12第3項）防火管理点検資格者で、3年以上の実務の経験を有する者は該当。

答

解説 危険物取扱者の資格は、危険物の取扱いのほか、危険物取扱作業の立会、移動タンク貯蔵所による危険物の移送、定期点検、危険物保安監督者の選任においても必要となるものである。

[参照条文]

消防法第13条第1項、第16条の2第1項

危険物の規制に関する政令第31条第3項

危険物の規制に関する規則第49条、第62条の6第2項

〔危険物〕問2 次のうち、著しく消火困難な製造所等に該当しないものはどれか。

- (1) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所
- (2) 延べ面積が1,000㎡以上の製造所
- (3) 第四類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う高さ6m以上の屋外タンク貯蔵所
- (4) 第二種販売取扱所
- (5) 一方開放型上階付き屋内給油取扱所

答

解説 製造所等の規模・構造、危険物の種類・数量、取扱い形態等から火災危険性が高いと認められるものは、著しく消火困難な製造所等として、第1種、第2種又は第3種の消火設備の設置が必要となる。

〔参照条文〕

危険物の規制に関する規則第33条第1項

昇任試験実力養成講座・救急救命士国家試験問題模擬テスト・予防技術検定模擬テスト〈解答〉

昇任試験実力養成講座

共通（消防士長・消防司令補）問題

〔自治法〕

- 問1 答 (4)
- 問2 答 (3)

〔地公法〕

- 問1 答 (2)
- 問2 答 (4)

〔消防組織〕

- 問1 答 (2)
- 問2 答 (5)
- 問3 答 ①規模 ②必要性 ③意見
④都道府県知事 ⑤市町村長
⑥回答 ⑦都道府県 ⑧知事
⑨調整本部 ⑩情報提供

〔消防法規〕

- 問1 答 (2)、(5)
- 問2 答 (3)

〔消防設備〕

- 問1 答 (5)
- 問2 答 (3)
- 問3 答 (2)
- 問4 答 (3)
- 問5 答 (3)
- 問6 答 (2)
- 問7 答 (2)～(5)
- 問8 答 (1)、(3)、(5)

〔防災〕

- 問1 答 (5)

〔火災調査〕

- 問1 答 (2)

〔建築法規〕

- 問1 答 (2)
- 問2 答 (3)

〔危険物〕

- 問1 答 (2)
- 問2 答 (4)

〔防災〕

- 問1 答 (3)
- 問2 答 (2)
- 問3 答 (3)

〔救急〕

- 問1 答 (1)

〔救助〕

- 問1 答 (4)

〔石油コンビナート〕

- 問1 答 (3)
- 問2 答 (2)

〔原子力〕

- 問1 答 (3)
- 問2 答 (5)

〔無線法規〕

- 問1 答 (5)

〔無線工学〕

- 問1 答 (3)

〔国民保護〕

- 問1 答 (2)
- 問2 答 (2)

〔警防〕

- 問1 答 (5)
- 問2 答 (5)
- 問3 答 (5)

消防司令問題

〔組織管理〕

- 問1 答 (4)

〔人事管理〕

- 問1 答 (5)

〔消防財政〕

- 問1 答 (5)

〔警防〕

- 問1 答 (3)
- 問2 答 (5)
- 問3 答 (4)

〔救急〕

- 問1 答 (5)

救急救命士国家試験問題模擬テスト

〔一般問題〕

- 問1 答 (2)
- 問2 答 (2)
- 問3 答 (4)
- 問4 答 (1)

〔状況設定問題〕

- 問1 答 (1)
- 問2 答 (2)

予防技術検定模擬テスト

〔共通〕

- 問1 答 (1)

〔消防用設備等〕

問1 答 (4)

問2 答 (3)

〔防火査察〕

問1 答 (2)

問2 答 (4)

〔危険物〕

問1 答 (3)

問2 答 (4)

昇任試験実力養成講座・小論文

解答例

消防機関が行う救急業務の実施義務については、従来、消防法第35条の5の規定に根拠を有すると理解されてきた。ところが、この規定は平成15年の同法の一部改正により削除され、さらに、本年、消防法の一部改正で消防機関と医療機関の連携強化を都道府県が調整する責務を負う規定に改正されているものの、市町村が行う救急業務の実施義務の根拠をどこに求めるかは未だに不明確なままである。また、この消防法の一部改正では、第1条の目的規定中に「災害等による傷病者の搬送を適切に行い」という文言が付加されている。しかし、こうした規定が果たして救急業務を行政サービスの性格から義務的業務へ変更させるものなのかどうかは、依然としてはっきりしない。

こうした中で、傷病者等の状態が軽傷であるなどの理由により、救急隊の判断で不搬送として対応したものが、後日、損害賠償請求訴訟にまで持ち込まれるケースも出ている。消防はこの様な事案に対処するために、救急業務の実施義務について自ら明確にしておく必要があるように思える。

そこで、最初に、救急業務の性質について明確にしなければならないが、救急業務は、災害により生じた事故若しくは屋外若しくは公衆の出入りする場所において生じた事故、又は、当該事故その他の事由により傷病者を医療機関等に迅速に搬送するために適当な手段がない場合における屋内において生じた事故若しくは生命に危険を及ぼし若しくは著しく悪化するおそれがある症状を示す疾病による傷病者のうち、医療機関等へ緊急

に搬送する必要があるものを、救急隊によって搬送することをいうものとされ、換言すると、傷病者の救護を目的として、当該傷病者の生命及び身体の安全性に直接関わる極めて緊急性の高い性質を有する業務だといえる。したがって、救急業務が人の生命及び身体の救護に関わる緊急性が高い業務であるということの当然の帰結として、原則的に、救急業務の対象事故等が発生したことを消防機関が覚知し、現実に救急業務を実施できる場合には救急業務を行わなければならない義務を負うものと解することができる。

しかし、救急業務は、基本的に救急業務を欲する者の要請に基づいて行う給付的業務であり、一方的に、消防機関が公権力をもって傷病者に義務を課して実施するものではない。こうした趣旨では、救急業務は傷病者本人又はこれに代わり得る者から搬送を拒否する意思が真摯かつ明確に示された場合には、救急搬送等の救急業務を行う義務が免除され、不搬送を理由に違法性を認定されることは当然生じてこない。

消防機関としては、適正な救急業務を継続して実施していくために、以上のような関係を再認識し、日常的に展開されている救急業務に対して適切に対応してその責務を果たすべきであり、また、訴訟等に際しては明確に説明が行える体制を備えておくことが救急業務への信頼を勝ち取る早道であることを確認しておく必要がある。

二訂版

一目でわかる

予 防 実 務

■消防実務研究会 編著 B5判/446頁 定価3,500円(〒450円)

- ◆消防法をはじめ関係法令を「火災の予防等の措置命令」から「資料提出命令・立入検査」、「防火管理」、「防火対象物の点検及び報告」、「火気使用設備・器具」、「少量危険物」や「消防用設備等」を予防業務遂行に必要な項目ごとに分類必要事項をいつでも、容易に検索できる実務書！



近代消防社 〒105-0001東京都港区虎ノ門2丁目9番16号(日本消防会館内) TEL03-3593-1401 FAX03-3593-1420